

日生協企業年金基金

年金 だより

2023年9月



ホームページにも掲載しています。

基金の現況

2023年3月末

当基金には、第1制度と第2制度があります。

○第1制度：第1制度は基金の全加入事業所が実施しています。2005年4月1日に『日生協厚生年金基金』から『日生協企業年金基金』へ移行しました。(公的年金である厚生年金を代行していた部分を国に返上し、厚生年金に上乘せしていた部分を引き継ぎしました。)この移行した制度が第1制度です。

○第2制度：第2制度は基金の加入事業所のうち、任意の事業所が実施しています。2012年3月末に廃止された税制適格退職年金制度及び各生協の退職年金制度の受け皿として2010年12月1日に新設した制度です。

事業所数(件)

第1制度	391
第2制度	198

加入者数(人)

	男子	女子	計
第1制度	26,558	23,083	49,641
第2制度	11,505	4,446	15,951

平均掛金月額(円)

	男子	女子	計
第1制度	4,314	3,286	3,836
第2制度	14,430	12,045	13,781

※第1制度は平均標準給与月額に1.2%を乗じて算出しています。

年金受給者数(人)

	男子	女子	計
第1制度	1,418	1,466	2,884
第2制度	298	82	380

年金給付(件数：人、金額：千円)

		第1制度	第2制度
老齢給付金	件数	1,396	370
	金額	340,618	190,846
5年年金	件数	460	74
	金額	167,585	47,000
10年年金	件数	696	145
	金額	146,039	69,278
15年年金	件数		53
	金額		31,119
20年年金	件数	240	98
	金額	26,993	43,448
第一経過年金	件数	873	
	金額	12,300	
第二経過年金	件数	161	
	金額	30,758	
旧加算年金	件数	934	
	金額	96,781	
他制度から承継した年金	件数		10
	金額		8,065

一時金給付(件数：人、金額：千円)

[自2022年4月 至2023年3月]

		第1制度	第2制度
脱退一時金	件数	1,873	497
	金額	635,375	397,577
選択一時金	件数	644	416
	金額	1,282,646	2,892,037
遺族給付金	件数	48	15
	金額	74,111	117,977
第一経過一時金	件数	123	
	金額	6,427	
他制度から承継した一時金	件数		0
	金額		0

福祉給付(件数：人、金額：千円)

[自2022年4月 至2023年3月]

	件数	金額
死亡弔慰金	32	960

年金と税金

基金がお支払いする年金は公的年金等の雑所得に含まれ、所得税及び復興所得税(以下、「所得税」といいます。)と住民税が課税されます。

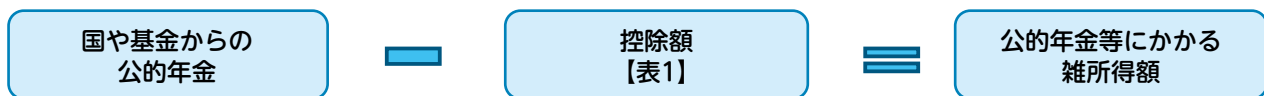
基金の年金は、お支払いの際に一律7.6575%の所得税を源泉徴収することになっており、社会保険料控除や医療費控除などを受けることができないため、確定申告で所得税の過不足をご精算ください。確定申告は、1月～12月の1年間に生じたすべての所得について、翌年2月16日～3月15日の間に行う必要があります。確定申告に必要な当基金の「公的年金等の源泉徴収票」は毎年1月末に発送しますのでご確認ください。

また、住民税は、納税通知に基づいて個人で納めてください。(お勤めされている場合は勤務先が特別徴収し納めます。)65歳以上の方については老齢基礎年金等から住民税が特別徴収されます。

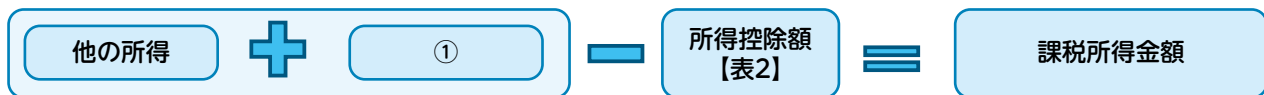
なお、確定申告の詳細については税務署発行の「確定申告の手引き」や国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)等をご参照ください。

◎年金課税のしくみ

①国や基金からの公的年金等の収入金額から公的年金控除額【表1】を差し引き、公的年金等にかかる雑所得額が算出されます。



②他に所得がある場合はその所得と①を合算した金額から所得控除額【表2】を控除して、課税所得金額が算出されます。



③課税所得金額を所得税額の早見表【表3】に当てはめて、所得税が算出されます。

※住民税は前年の所得に応じた所得割(税率一律10%)と地域に居住することにより一律負担となる均等割(金額は自治体によって異なります)があります。

表1 公的年金等控除額(※)

受給者の年齢	年金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
		1,000万円以下
年齢65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%+27.5万円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+68.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円
	1,000万円超	195.5万円
年齢65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25%+27.5万円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+68.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円
	1,000万円超	195.5万円

表2 主な所得控除額

控除の種類	控除額
基礎控除(※)	最高48万円
扶養控除(配偶者以外)	扶養親族が19歳～22歳 63万円
	扶養親族が70歳以上 48万円
	扶養親族が70歳以上の同居老親 58万円 上記以外の16歳以上の扶養親族 38万円
配偶者控除	最高38万円(70歳以上の配偶者48万円)
生命保険料控除	生命保険料の種類と金額に応じ最高12万円
医療費控除	最高200万円
社会保険料控除	支払保険料全額

表3 所得税額の速算表

課税所得金額(A)	所得税額
195万円以下	((A)×5%)×102.1%
195万円超 330万円以下	((A)×10%-97,500円)×102.1%
330万円超 695万円以下	((A)×20%-427,500円)×102.1%
695万円超 900万円以下	((A)×23%-636,000円)×102.1%
900万円超 1,800万円以下	((A)×33%-1,536,000円)×102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	((A)×40%-2,796,000円)×102.1%
4,000万円超	((A)×45%-4,796,000円)×102.1%

表3の計算式

課税所得金額 × 所得税率 - 税額控除額 = 所得税額

(※)2018年分税制改正により、2020年分から公的年金等控除・基礎控除等が見直されました。(基礎控除が10万円引き上げられた代わりに公的年金等控除が10万円引き下げられることになりました。)

◎扶養親族等の申告書の提出

公的年金については、日本年金機構から毎年11月頃に送付される「扶養親族等申告書」を期限までに提出されると、公的年金等控除、配偶者控除などの所得控除が適用されたうえで、所得税が源泉徴収されます。

確定給付企業年金法に基づく基金の年金は、所得税法の定めにより扶養申告書等の申告書を提出することはできず、支給年金額から一律7.6575%(所得税率7.5%に復興特別所得税を加算)の所得税を源泉徴収することになっています。

2022年度の資産運用結果は収益率▲0.29%と目標を下回るマイナス実績となり、総資産は約1,029億円に留まりました。

また、当年度は給付費が大幅に増加(前年度に比べ約8億円増加)した一方、責任準備金(将来の給付のために現時点で保有していなければならない額)が減少に転じました。

この積立状況に基づいて財政検証を行った結果、どちらの検証でも基準値を上回り、基金財政の健全性が保たれていることを確認しました。

2022年度(2022年4月1日~2023年3月31日)の収支状況は

収入 7,046百万円		支出 7,046百万円	
事業主が支払った掛金等	掛金等収入 4,906百万円	給付費	6,207百万円
年金資産運用による収益	運用収益 186百万円	運用報酬等	352百万円
責任準備金が前年度より減少した額	責任準備金減少額 1,954百万円	運用損失	487百万円

年金・一時金を支給した額(移換額を含む)
 信託銀行・生命保険会社等に支払った運用手数料・業務委託費等
 年金資産運用による損失

2022年度末(2023年3月31日現在)の年金資産の積立状況は

資産 102,913百万円		負債 102,913百万円	
年金資産 102,913百万円		責任準備金 89,181百万円	
(信託資産 74,546百万円)		支払備金等 1,575百万円	
(保険資産 27,074百万円)		別途積立金 12,156百万円	
(預貯金等 1,293百万円)			

将来の年金給付のために現時点で保有していなければならない額と財政悪化に備えた準備金を合わせた額
 未払給付費などの支払準備金
 前年度末までに積み立てた剰余金

※2020年度決算より、法律改正に基づく新しい財政運営基準を反映した決算報告となっています。
 将来の給付支払いへの備えを「責任準備金」として積み立てていますが、それに加えて、災害やパンデミック・金融危機等の影響による財政悪化に備えて一定額までさらに積み立てることが可能となっています。(一定額を超えると、その額が剰余金となります。)
 決算上は剰余金も不足金も発生していませんが、当年度も準備金が確保され基金財政が安定したものとなっていることには変わりありません。ご安心ください。

安心できる年金給付のために 2つの検証で積立状況をチェック

皆さんの将来の年金給付を確かなものとするために、基金では毎年度、保有する資産について「継続基準」と「非継続基準」という2つの基準で積立状況をチェックしています。「継続基準」による検証では、基金が今後も継続していくことを前提として年金給付に必要な積立金が確保されているかどうかを検証し、「非継続基準」による検証では、制度が当年度末時点で終了すると仮定した場合に年金給付に見合う積立金があるかどうかを検証します。

区分	当基金の積立水準		基準値
継続基準	純資産額	101,337百万円	1.00以上
	責任準備金	89,181百万円	
非継続基準	純資産額	101,337百万円	1.00以上
	最低積立基準額	86,165百万円	

当基金におきましては、監事2名による内部監査に加え、監査法人による外部監査を受けております。2022年度決算の監査結果につきましても、会計上の重要な問題はありませんでした。

各種届出の お願い

年金を受け始めてから、次の①、②に該当した場合は、まず、日生協企業年金基金宛(03-3497-0881)に電話でご連絡ください。

①住所・受取方法・氏名を変更する場合の手続き

住所や氏名が変わったとき、年金の受取口座を変えたいときは「年金受給者住所・受取方法・氏名変更届」を基金にご提出ください。

変更届は「年金のしおり」にあります。使用または紛失等によりお手元に無い場合は基金宛にご連絡ください。

②年金受給者の方が亡くなられた場合の手続き

年金受給者の方が亡くなられた場合、ご遺族の方は基金へご連絡ください。

ご連絡が遅くなりますと、年金の過払いが発生し、後日ご遺族の方からご返金いただく場合があります。

③現況届について

「現況届」の提出は原則不要です。

年金受給者の方の現況は、住民基本台帳ネットワークの情報により確認させていただいておりますので、この情報により確認がとれた受給者につきましては、「現況届」は提出不要です。

ただし、この情報で確認できなかった年金受給者の方につきましては、誕生月の前月末に基金から「現況届」をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ切手を貼付けて誕生月の末日までにご提出ください。

なお、指定期日までにご提出がない場合は、年金のお支払いが一時止まりますのでご注意ください。



マイナンバー制度への対応について

基金は税務署・市区町村へ提出する「公的年金等の源泉徴収票」に年金受給者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。

基金では皆様のご負担(マイナンバー関係書類の提出等)を軽減するために企業年金連合会を通じてマイナンバーを取得させていただいております。但し、何らかの事情により取得できなかった場合は、当基金より皆様に確認させていただきます。

なお、マイナンバーが変更された場合は、当基金へご連絡いただけますようお願いいたします。

※1 年金受給者のマイナンバーについては、当基金の年金又は一時金の給付に係る源泉徴収票作成事務においてのみ使用します。

※2 企業年金連合会は、厚生年金保険法及び確定給付企業年金法に基づき厚生労働大臣の認可により設立された法人で、厚生年金基金や確定給付企業年金を脱退された方の年金原資を一元的に管理し給付する事業を行っています。また、住民基本台帳ネットワークより取得した情報の企業年金基金への提供なども行っています。当基金は、法令及び基金規約に基づいて企業年金連合会と業務委託契約を締結し、マイナンバー情報を提供して頂いています。

